

第70回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日時 平成25年6月3日(月) 10:30~12:30
- 2 場所 永田町合同庁舎第一共用会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学法科大学院教授
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	苅米 照子	特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま代表理事
同	田島 優子	弁護士
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況について
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿
- 2 女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則
- 3 平成25年4月26日男女共同参画会議決定、昨年の専門調査会の内容
- 4 「交際相手からの暴力」及び「緊急保護命令」に関する男女共同参画の視点からの記述
- 5 DV防止法の保護命令制度について(法務省資料)
- 6 ハーグ国際私法会議による外国における保護命令の承認及び執行に関するアンケートの結果(概要)(法務省資料)
- 7 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について(最高裁判所資料)
- 8 「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」の結果(内閣府資料)
- 9 第57回婦人の地位委員会 女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止合意結論(内閣府仮訳)

10 市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引

(議事録)

○辻村会長 皆様、おはようございます。ただいまから第70回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

今日は、男女共同参画担当の森大臣が出席され、最後に御挨拶をいただく予定となっております。後ほど到着されるものと思われま。

私は、このたび、男女共同参画会議の議長であります内閣官房長官から御指名をいただきまして本専門調査会の会長を務めさせていただきます辻村みよ子と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

この調査会では、女性に対する暴力の根絶に向けた諸課題について議論していくこととなります。特に今期は、配偶者からの暴力等に関する対策など非常に難しい課題も抱えておりますけれども、皆様とともに活発な議論が行えますことを期待しております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今年5月に委員の改選がございました。今日は委員改選後の初会合でもありますので、委員の皆様から、お一人1～2分程度で恐縮でございますけれども、簡単に御挨拶いただければと思います。この専門調査会の課題でもあります配偶者からの暴力に関する問題意識などについても、もし何かおありでしたら簡潔にお話しいただければと思います。資料1といたしまして委員の名簿を配付してございますので、御参照ください。

それでは、阿部委員からお願ひいたします。

○阿部委員 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずらの理事をしております阿部と申します。

活動としては、女性の相談とシェルターの運営をしておりますけれども、実は最近、神奈川県内でDVを背景としました殺人未遂事件が起りまして、被害者は何とか一命を取りとめることができまして、回復を祈るばかりですけれども、改めてこの事件を振り返り、被害者支援のあり方を教訓化したいと思っております。報道によれば、被害者が警察に相談したものの、十分な対応がなされていなかった。それから、被害者の元夫が探偵を使って執拗に居場所を追及して犯行に及んだということで、関係機関の範囲を民間の探偵業などにも広げて、DVの共犯者にならないよう自粛を求められないかなと検討したいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、小木曾委員、お願ひいたします。

○小木曾委員 中央大学の小木曾です。

私は2期目でございます、専門は刑法法であります。前回の検討の報告書の中に入っております強姦罪の非親告罪化等について、つい最近、刑法学会がございましたので、その折にワークショップでその問題を取り上げたりいたしまして、議論がそちらの方で始まっております。1巡目は私は余りお役に立っていないという気がしてございまして、今回はできるだけお役に立つように参加させていただきたいと考えております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、柿沼委員、お願ひいたします。

○柿沼委員 おはようございます。今回、初めて、この専門調査会の委員に参加させていただきます柿

沼でございます。全地婦連の会長として参加させていただいております。

個人的なことでは、埼玉県庁の職員として、女性政策課長とか、男女共同参画センターの館長とか、DV、売防法のと時からですが、一時保護所、そういったものも担当しておりました。小さな町の町長として、地域でのそういったような受け入れをどうするかという視点でも、いろいろな面でやらせていただいております。

今、感じますのは、全国的な展開から地域の展開になってきておりますけれども、DVの件数が非常に増加しておりますし、子連れがまた多くなっている。経済的自立が非常にしにくい人たちが多く。それから、もう一つは、定年後新たに出てきている。要するに、企業社会の中で生きてきた人たちが、行き場のないうっぴんでしょうか、会社組織のありようを夫から妻へとしているということが、小さな町、あるいは市でも起こっているということで、これはやはり男性が女性を所有物と見ていて、なかなか人格を対等なものとしてみなしていないというのが根本にはあるようで、男女共同参画という視点からも、人権という面からも、対策をしていかななくてはならないものがあると思っております、女性も、良妻賢母ということをもっときちっと、違う意味ですけれども、やっていくべきだと。良妻賢母というのは、だんなさんに対して、人間としてどうかということの、対等な関係に持っていくとか、賢い母であるという、虐待のことも非常に多くなっている状況の中で、妻としてというよりも、母として子をどう守るかとか、いろいろな面がDVの影には隠れている状況がありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、苺米委員、お願いいたします。

○苺米委員 福島から参りました、今回新任でございます苺米照子といたします。

私たちは平成19年7月に、DVなどの被害を受けた女性の安全と自立を願って、女性の自立を応援する会を設立いたしました。そして、DV裁判支援ですとか、地域での啓発の講座を開催してきました。

おととしの大災害以降、ビッグパレットという2,600人の人たちが避難していたところの女性専用スペースの当番をしまして、その後、仮設住宅、それから、独自に電話相談を始めました。去年の2月から内閣府が3県同時に女性の悩み・暴力相談事業ということで電話相談を始めましたが、その福島県の拠点として、現在も電話相談を受けています。全国のフェミニストカウンセラーの方たちが毎週応援に駆けつけてくださっており、そのときに、どうも福島県の女性は危険だと察知する、その認識が少し低いのではないかと。あんなにぼこぼこにされていても、私が悪いとか、別れたら暮らしていけないとか、まだまだ啓発が足りない地域でもあるなと思いました。

それから、今まで福島県にはフェミニストカウンセラーは誰もいない土地だったのです。おととしからフェミニストカウンセラーの方が1人おいでになったので、私たちは勉強しながら、御飯を食べながら、走りながら、バトンを持ちながらという感じで、自分たちも被災しながら支援に当たっていると言って、時々倒れる人が出るのではないかなと心配しながらやっています。今日は皆様、よろしく願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、田島委員、お願いします。

○田島委員 弁護士の田島でございます。

今期から、この専門調査会に新たに加えていただくことになりました。よろしく願いいたします。

私は、弁護士になります前に検事の経験がございまして、当時は家庭内に警察権力が入り込むべきではないというような考え方のもとに、抑制的に権力行使が行われてきましたけれども、かなりの年月を経て、家庭内であっても、こういった暴力は許されないということで、いろいろな対策が打たれて、随分進んだということに感慨を感じております。

現在、厚生労働省で労働政策審議会に参加させていただいております。雇用均等分科会で女性の地位の向上等に向けて活動させていただいておりますけれども、こういう暴力行為というのは、弱者蔑視、女性蔑視という風潮にも原因があると思いますので、女性の地位の向上という底上げをなるべくして、対策の一助にしていく必要もあるのではないかと感じております。

配偶者に対する暴力の防止に関しては、かなり制度も整えられてきているように拝見しておりますけれども、仄聞するところによりますと、東北3県では、震災後、被災者について、配偶者からの暴力の被害も発生して、相談にもなかなか行けないという状況もあるようですので、さらにこの制度の充実に向けていろいろ考えていきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 佐賀県DV総合対策センターで所長をしている原と申します。

この専門調査会は4期目を務めさせていただいております。佐賀県DV総合対策センターは、平成16年に佐賀県の古川知事の意向で設置をされた機関になります。私は平成19年の4月から勤めておりまして、現在7年目でやっております。

前職は精神科の病院で暴力被害を受けた女性のカウンセリングや支援ということでちょっとかかわりを持ったことがあるのですが、私は実際に実務をやっている立場で、問題意識として、挙げれば切りがないのですが、市町村の取組の温度差をどのように埋めるのかということが課題の一つだと考えているのと、それと、交際相手からの暴力の啓発活動についてはこれから進めていくとしても、非常に対応が難しい事例というのが、これは以前から出ていることだと思うのですが、例えば、同じ学校で、加害生徒に対してどのようにかかわるのかということも難しい問題だと思います。それから、高校卒業後に、要は児童相談所でもかかわらない年齢の男女間の暴力ですね。福祉が必要になってくるようなケースもありまして、こういう問題についてはDV防止法も使えない状態で、難しいなと考えております。

あと、この専門調査会でぜひ期待をしたいのは、加害者プログラムについての調査研究がまた改めて進むということを期待しております。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、平川委員、お願いいたします。

○平川委員 東京フェミニストセラピーセンターの所長をしております平川と申します。

前回に引き続き、この委員を務めさせていただきまして、私は1970年代から病院臨床の場におりまして、小児科から精神科を経て、1991年に東京フェミニストセラピーセンターを設立いたしました。その中でやっておりましたことが、女性の視点から相談を受けるということだったのですが、なぜか暴力の被害者がずっと集まってきて、DV被害の方、児童期の性虐待の方、成年期になってレイプ被害を受けた方たちの相談をやっております。社会資源がない中で暴力被害の女性を支援するというのはすごく大変なことでした。今、振り返ると、本当に大変だったという思いに駆られています。

その流れから、DV被害者の方たちのシェルターを開設しまして、今年で16年目になるのですが、こ
こを利用なさった方たちの特徴は、公的なシェルターを出られたのだけれども、行き場がないという方
なのです。その方たちは、ほとんどの方が子供のころに性虐待被害に遭ったりしている方で、精神的
な健康度が非常に低くなっているという、暴力の影響を本当にもろに受けている方たちだったわけなの
です。暴力の被害を重複的に受けている方たちの回復が非常に大変だということを痛感してまいりまし
た。

その流れから、去年の6月に性暴力救援センターというワンストップの支援センターを立ち上げて、
1年がやっと終わったところです。1年間で2,750件の相談がありました。子供のころの性被害も含め
て、レイプ被害の方たちの潜在化している数の多さに改めて大きな問題点を感じているところです。
この委員会では、女性の性暴力被害者の方たちの精神的な影響などについて考えていきたいと思っ
ております。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、森田委員、お願いします。

○森田委員 筑波大の森田といいます。

私自身は精神科の医者なので、被害女性や、その子供の臨床をすることが日常的にありまして、一方、
内閣府で、もう7～8年たつのですが、DV加害者プログラムを作ったり、それを実際に試すという仕
事をさせていただいた関係で、その流れで今もNPOで、信田さよ子先生たちとDV加害男性に対する
更生プログラムをやっています。それが時期尚早ということで、全体にやることは見送られたのです
けれども、現在やっていて、任意ですけれども、非常にたくさん応募があるということで、それはもち
ろ一概にいいことと言えないところもありますけれども、もともと北米でやっていますような被害者
を長い意味で援助するために、被害を減らすために、加害者に対して介入していくという発想に立
った介入をそろそろやっていいのではないかと考えております。

加害男性がどういう心理を持っていたり、どういう行動特性を持ってそういうことをやってしまう
のかということや、その中でどれくらい変わる人がいるのかということが1つありますし、あと、加
害男性の参加者の大半がDV家庭や児童虐待の家庭に育っていることもありまして、世代間でぐる
ぐると連鎖しておりますので、どこかでそれを変えるというものがどうしても必要なのではない
かと思っております。ただし、これを安全に進めていくためには、被害者と子供と男性、全体を
包括的に評価するような仕組みがあって、その上で被害者支援のための加害者に対する対応
ということもできると思うので、そうしたことの議論がこの中でできたらいいと感じてお
ります。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いします。

○山田委員 中央大学文学部の山田でございます。

私は家族社会学を中心にやっております、その関係で男女関係なり、家族の状況なり、ジェ
ンダー問題等も研究者として扱うようになりました。

ただ、研究者というだけではなくて、先日、卒業式の直前に、ある卒業生が、実は私、家
庭内で性暴力を受けていたというようなことも告白されたように、大学の先生としても、こ
ういう問題は身近な問題になっているということがわかりました。

もちろん私の得意とするところはDVの背景にある要因の研究でございまして、ここの十
数年の間で

DVなどが増大している背景には、やはり経済状況の変化というものが大きいと思っております。特に近年、女性の貧困化とか、格差拡大とか、言われております。多分、それには2つあって、1つは、自立できる収入を得られる女性の数が少なくなっている。まだ少ないのか、少なくなっているということが1つあると思います。先ほど何人かの方がおっしゃったように、自立できないから暴力を我慢するといったケースもありますし、さらに、一人では生活できないから、暴力的な男性の誘いに乗ってしまうといったケースもあると聞きます。

さらに、これは女性だけの問題ではなくて、女性が家族に依存して生活できるというモデルがだんだん崩壊しているというような問題意識を持っております。男性が二極化していて、優しくて収入がある夫がある家族ばかりではないということで、被災地3県でDVが増えているという報道もありましたが、夫が失業したり、いろいろな形で、いわば家族における格差拡大が起こっているような気がします。私は、パラサイトシングル、親と同居する未婚者と言いましたけれども、近年は、親も貧困なので、親のサポートも得られないような若年女性も広がっているように思います。そういう意味で、女性が自立できる条件がなかなか整っていない中で、家族に依存するという条件さえもなくなりつつあるという現状を憂っております。この点を注意しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

私は4月に所属が変わっておりまして、東北大学から明治大学の法科大学院に変わりました。専門はジェンダー法学、憲法学、比較憲法学などでございますが、いずれにしましても、人権論のアプローチなどから、加害者を含めた法制度全般について検討していきたいと考えております。

さて、皆様から多様な視点に立って、さまざまな御専門に即した御意見を頂戴いたしましてどうもありがとうございました。今後、御専門を生かして皆様の有益な議論ができれば幸いと考えております。

それでは、本日は、事務局の方々もお替わりになっておりますので、御紹介をお願いいたします。

○別府審議官 官房審議官の別府と申します。

昨年の12月に着任いたしました。この問題について、非常にショートなのですけれども、今年3月に婦人の地位委員会に行きまして、非常に国際的な問題であって、かつ各国の取組の中で決して日本は進んでいないというのもよく見てまいりましたので、適宜いろいろな御議論をいただければと思います。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、総務課長、お願いします。

○木下総務課長 総務課長の木下でございます。

私は引き続きですので、これまでも大変お世話になっておりましたが、また引き続きお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。

推進課長、お願いします。

○小林推進課長 推進課長の小林でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、室長が替わられておりますので。

○恩田室長 担当の暴力対策推進室長の恩田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、補佐。

○植木補佐 事務局を務めさせていただいております担当補佐の植木と申します。よろしくお願いいたします。

○湯澤補佐 4月1日から着任しました湯澤と申します。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、次に、本調査会の運営規則を資料2として配付してございますが、この運営規則の8条において、会長は会長代理をあらかじめ指名することとなっております。私といたしまして、会長代理として山田昌弘委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山田委員 代理を務めさせていただきます。ありがとうございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、4月26日に開催されました男女共同参画会議では、女性に対する暴力に関する専門調査会の今後の調査方針が示されております。そこでは、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行うことが決定されております。この調査会は原則公開で行うことになっておりますので、御承知おきください。

そして、本日は、保護命令につきまして、法務省、最高裁判所及び内閣府からお話を伺います。

その前に、議論の進め方などについて、事務局から説明をお願いいたします。恩田室長、よろしくお願いいたします。

○恩田室長 それでは、改選されて初めての専門調査会でもございますので、これまでの経緯等につきまして、簡単に事務局の方から、資料3と4を御覧いただき、説明をさせていただければと思います。

資料3を見ていただきますと、去る4月26日でございますが、男女共同参画会議が開催をされまして、資料3に掲げる内容について決定がされたところでございます。こちらにつきましては、決定事項が真ん中のボックスのところでございますが、昨年8月1日の男女共同参画会議決定に引き続きでございますが、専門調査会の今後の調査方針ということで、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行うとされたところでございます。

専門調査会では、一番下のボックスでございますが、昨年11月開催の第68回、第69回におきまして、同様の論点で議論が開始をされているところでございます。見ていただければと思いますが、第68回専門調査会では、関係省庁として、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省からヒアリングをさせていただいておりますし、第69回につきましては、有識者、地方公共団体からのヒアリングをしたところでございます。また、その際の資料はお手元にも置いておりますので、御覧いただければと思います。

次に、資料4の方でございますが、今回議題とさせていただきます保護命令に関しましては、これまでいろいろな議論がされてきているところでございまして、資料4でそれをまとめさせていただいているところでございます。

保護命令は、第3次男女共同参画基本計画、現在の計画では、保護命令制度の実態、それを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な概要について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討するというのが、第3次男女共同参画基本計画に位置づけられているところでございます。資料4が過去の専

門調査会の報告、男女共同参画基本計画の中で、交際相手からの暴力でございますとか、緊急保護命令などについて、どういう記述があるかということをもとめたところでございますので、参考にしていただければと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

資料4が、今、御説明ありましたように、これまでの様々な検討結果や課題等が書かれたものでございますので、参考にしていただければ幸いです。

それでは、これから、法務省、最高裁、内閣府の順に御説明をお願いいたします。法務省、最高裁につきましては20分で御報告をいただきまして、質疑応答は全て説明が終わった後にするというようにさせていただきます。

それでは、法務省からよろしくお願いいたします。

○法務省 おはようございます。法務省民事局参事官の小林と申します。よろしくお願いいたします。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成13年制定の法律ですが、相談、一時保護、自立支援等々の広範な行政上の施策を含むとともに、その一歩先のものとして保護命令制度というものを設けております。保護命令は民事裁判の一つとして位置づけられておりますので、民事裁判の一般法を所管する立場から、関係省庁の一つとして私どもから御説明をします。

使用する資料は、資料5と資料6の2つですが、まず資料5の方を御覧いただきます。この保護命令という制度は、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の申立てに基づき、裁判所（地方裁判所）が配偶者に対して保護命令を発する制度であるとされています。

被害者の申立てに基づくということ、裁判所が裁判として命令を発し、特に地方裁判所が行うということ、そして、どのような被害者からの申立てをこの制度の俎上に載せるかということに関しては、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた者となっているということです。

保護命令に違反すると1年以下の懲役または100万円以下の罰金となり、このような形で制度が担保されています。

以下、別添1と別添2に基づいて、保護命令手続の流れ、保護命令の種類、内容について御説明します。

3枚ほどめくっていただき、別添1を御覧いただきます。配偶者からの身体に対する暴力または生命に対する脅迫がありますと、地方裁判所への保護命令の申立てをすることになり、この申立てに至る前に矢印が左右に分かれております。

申立てに当たりましては、一定の客観的な資料を出すことが必要とされております。多くの場合は、配偶者暴力相談支援センター、または警察へ相談に行き、その際の記録が一定の客観的な資料となります。したがって、左側の矢印、相談をし、申立てをし、その際にセンター等から資料が出てくる、このような流れで審理に進んでいくというのが大半の事件です。

それとは別に、支援センターや警察等へ相談に行かない場合には、交渉人の前で宣誓した上で申立人に供述書を作成していただき、これを添付した上で申立てをすることになります。大半の事件は左側の流れをたどるものと承知しております。

地方裁判所へ保護命令の申立てがありますと、相手方が立ち会うことができる審尋等の期日が指定される、これが原則であります。ただし、例外的に審尋等を省略できるケースがあり、後ほど詳しく御説

明します。申立てに理由があると認められれば保護命令が発令され、相手方に対し、送達または言渡しが行われます。中立の第三者である裁判所に対して判断を求める手続ですので、一定の客観的な資料を提出するなど、申立人に一定の負担があることは否定できません。また、誤った裁判がなされないように、相手方に手続を保障するものとして、弁解の機会、すなわち相手方立会いの上で審尋をする機会が保障されます。また、裁判に不服があれば、高等裁判所へ即時抗告ができます。

次に、別添2に移りますが、保護命令には次のような種類、内容があります。

まず、一番典型的なものとして、被害者自身に対する接近の禁止命令があり、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、または被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない、このようなことが命じられます。

被害者自身への接近だけでは保護として十分でない場合がある、このような考慮から、電話等の禁止命令も申立てにより発令することができます。その内容は、面会の要求、行動を監視していると思わせるような事項を告げるなどすること、著しく粗野、または乱暴な言動をすること、無言電話等、夜間のメール等、汚物等、不愉快なものを送付し、知り得る状態に置くこと、名誉を害する事項を告げ、知り得る状態に置くこと、性的羞恥心を害する事項を告げ、または云々と、この資料に書かれている行為が禁止されます。

事案によっては、所在を隠した被害者に近づくために、子供や親族に対してアプローチすることがあるとされています。そこで、子供や親族に対する接近禁止命令も申立てにより発令することができるようになっていきます。

最後に退去命令ですけれども、生活の本拠を共にする相手に対し、つきまとうなどと言っても困難があります。そこで、退去命令、すなわち、被害者とともに生活の本拠としている住居から退去すること等を命ずることができます。ただし、これは相手方への負担も大きいところから、命令によって退去すべき期間を2か月間として立法されているところです。

以上が保護命令制度の概要です。

さて、この保護命令について幾つかの論点がございます。まず、1つ目に、交際相手の対象の拡充についてはどうかということです。現状では、保護命令の相手方は次の者とされています。配偶者、そして婚姻の届出をしてはいないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、ここまでの対象ということになります。

なお、元配偶者等からの暴力等も一定の範囲で含まれており、婚姻中の暴力と離婚後の暴力とが一体性を有している限りにおいて、離婚後であっても保護命令の申立てをすることができるという整理がされています。

さて、改正を求める意見として、交際相手間の暴力についても保護命令が発令できるようにすべきではないかというのがあります。これまでの議論を通じて一定の整理がされておりますところ、その内容は別添3を御覧ください。「交際相手への対象拡充に関する議論の経緯」としてまとめておりますとおり、このような拡充については、平成13年に法律が制定された当時から議論があり、平成16年と平成19年に法改正がされたときにも議論はされましたが、以下のような意見を踏まえて見送られてきたという経緯があります。

まず1つには、配偶者による暴力の場合には、典型的に外部からの発見・介入が困難である。そのよ

うな理由があるからこそその立法であるのに対し、交際相手のケースでは、広く交際相手からの暴力と捉える場合には、そのような事情に乏しいのではないか。

2つ目として、交際の相手等の概念では、法律上の概念としては不明確ですが、そもそも保護命令制度は、ある者が将来的に他の者を害するおそれを国家機関が判断し、予防的観点から、個人の行動の自由を刑罰を背景に制限するという、現行法制上特別のものであることから、不明確な概念をその根本概念とすることには慎重であるべきではないか。

3点目としては、交際相手との関係では、傷害、脅迫等に基づく刑罰法規の適用やストーカー規制法に基づく「禁止命令」制度による保護もあるのではないかとということです。

そこで、どう考えるかですけれども、交際相手からの暴力についても保護命令の発令を可能とすることを検討する上では、先に述べました指摘との整合性をとることが必要になり、このような観点からは、DV防止法上、単純に「交際」という概念で外延を区切ることは相当とは言えないと考えます。何らの要件の上乗せを検討すべきではありますが、その要件としては、1つには、典型的に外部からの発見や介入の困難性があると評価可能なもの。2つには、「交際」という不明確な概念を基礎ととしつつも、上乗せ要件と総合的に見れば一定の明確性は確保されていると説明ができるものであること。このような上乗せ要件として適切なものを考えることが課題になろうかと思われま

す。補足ですけれども、「恋愛感情」というような言葉でもって概念が区切れるかということについて一言触れておきますと、交際の相手を法律上定義するに際して、例えば「恋愛関係にある者」「相互に恋愛感情を有する者」などとするのは、そもそもどのような関係にある者を「恋愛関係にある」と判断するかなどという極めてあいまいな問題を裁判所に投げかけて、混乱や手続の遅延を招くおそれがあると考えます。その上、保護命令の相手方からも、「自分には恋愛感情はなかった」という言い逃れを許すおそれもあり、恋愛関係等を明示の要件とすることは避けるべきであると考えております。

以上が交際相手への保護命令の対象拡充の議論ですけれども、もう一点、緊急保護命令の創設という課題があるとされております。資料5の2ページ目になりますけれども、現状では、保護命令に関しては、仮の保護命令のような制度は設けられておりません。この仮の保護命令というのは、裁判所や警察等が、必要に応じ、相手方の審尋することなく、期間を短期に限った保護命令を発令するものなどが想定されており、このようなものを創設すべきだという意見があります。

そこで、どう考えるかですけれども、これまでの議論の整理が別添4であり、平成19年改正時にも議論があったものの、次のような指摘がされたことを踏まえて見送られたという経緯があります。

まず、現行制度においても、「審尋の期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは」というただし書きの規定によりまして、審尋をせずに発令することが可能であり、緊急な発令は可能になっていることをどう考えるか。

また、緊急な発令が必要と思われる場合については、裁判所による迅速な審理だけではなく、一時保護施設を活用することで、対処が可能なのではないか。このような議論がされ、見送られてきた経緯があります。

いずれにしても、無審尋での発令が現行法上も一定程度可能ですので、この発令に関する運用上の工夫をしつつ、どこに問題があるのか、問題状況を具体的に把握することが必要ではないかと考えております。

さて、最後に別添の参考資料に簡単に触れておきます。ハーグ国際私法会議というものがございます。

19 世紀の末に設立され、私法分野における法の統一や調和を目指す国際機関であり、61 カ国ほどがメンバーになっています。この国際機関からの照会とその回答をとりまとめたものが資料 6 です。アンケートのテーマそのものは、外国で発令された保護命令の効力をどう扱うかという問題であり、今日ここで議論するテーマと直接のかかわりを持ったアンケートではないのですが、回答の前提として、各国の保護命令制度のあり方についても記載がありましたので、比較的新しい資料として参考に提供させていただいた次第です。アンケートは任意で行われておりますので、英仏からの回答がございません。ただ、その一方で、スイス、トルコ、アルゼンチン等々、世界中に広がっている 24 カ国から制度の概要について回答があり、世界における保護命令のおおよその姿を知ることができるものと言うことができます。今後の検討をしていく上で委員の皆様の参考として提供させていただいた次第でございます。

法務省からは以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、これについての質疑は後ほどまとめてさせていただきますので、次に、最高裁判所からお願いいたします。

○最高裁判所 最高裁民事局第二課長の福田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最高裁から、まず、配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況について御説明をさせていただきます。資料 7、タイトルが「配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について」という表がついているものを御覧ください。こちらは配偶者暴力防止法が施行された平成 13 年 10 月 13 日から平成 24 年 12 月末までの保護命令事件の処理状況について取りまとめた表でございます。

なお、下の注に書かせていただいておりますように、平成 18 年 3 月末までの数字につきましては、各裁判所からの報告に基づいて取りまとめた概数であります。

また、平成 24 年の数値は速報値でございますので、今後若干修正がされる可能性がございます。御了解いただければと思います。

それでは、まず、申立件数について御説明いたします。上の「1 新受、未済、既済件数」という大きな方の表を御覧ください。平成 13 年 10 月 13 日の法施行から平成 24 年 12 月末日までに申し立てられた保護命令事件の全事件数でございますが、これは表の一番左端に年数がありますが、もう一つ右側、左から 2 番目になりますが、新受件数という欄がございます。その新受件数の欄の一番下のところに合計という欄がございます。これが法施行から平成 24 年 12 月末日までの新受件数でございます。合計で 2 万 9,063 件となっております。

それから、平成 13 年から平成 24 年の各年の年間申立件数とその上の欄にございますが、平成 13 年以降増加傾向にございまして、平成 20 年には年間の新受件数が 3,147 件に達しております。その後、平成 23 年を除いて 3,100 件前後で推移をしております。1 か月当たりの申立件数は、平成 24 年で見ますと 200 件から 300 件程度ということで、平均すると月 250 件ほどの申立件数となっております。

次に、既済件数とその内訳について御説明をいたします。法施行から平成 24 年 12 月末日までに終了した事件の総数は、先ほど御覧になっていただいた合計欄の左から 3 番目のところにありますとおり、2 万 8,985 件となっております。この終了した 2 万 8,985 件の内訳でございますが、まず、保護命令が発令された件数が合計欄の左から 5 番目のところにありますが 2 万 2,959 件ということになります。

次に、申立てが不適法である、あるいは理由がないなどということで却下をされた件数は、今度は合計欄を右から見ていただきまして、右から 2 番目のところになります。1,462 件となっております。

それから、申立人が申立てを取り下げたなどの理由により裁判所の判断に至らずに事件が終局した件数につきましては、合計欄の一番右にあります 4,564 件となっております。この取下げ等の「等」の中でございますが、管轄裁判所が違っていたということで、ほかの裁判所へ移送された事件なども含まれております。

このように、取下げ等を含んだ全既済件数で見ますと、約 8 割の申立てが認容されているということになります。また、取下げ等を除きまして、裁判所が判断を行った事件の中で見ますと、約 94%が認容されているという数字になっております。

続きまして、保護命令が認容された事件の平均審理期間について御説明をいたします。この平均審理期間というのは、保護命令の申立てから発令までの間にどれだけの期間がかかったかということを表す数字でございます。同じ資料の、今、見ていただいた大きな表の少し下に「2 平均審理期間」という表がございます。そこの(1)を御覧いただきますと、法施行から平成 24 年 12 月末までの間に認容された保護命令事件の平均審理期間は 12.8 日となっております。

なお、平均審理期間との関係で、保護命令事件の審理の一般的な流れについて若干御説明をさせていただきます。

まず、裁判所において保護命令の申立てを受理いたしますと、多くはその当日、場合によっては翌日に裁判官が申立人との面接を行います。そして、相手方に対する審尋期日を指定し、相手方を呼び出します。相手方に対する審尋期日は、申立て後 1 週間程度であることが多いと思います。相手方が審尋期日に出頭いたしますと、裁判官は相手方の言い分を聴取いたしますが、その結果、保護命令発令の要件を満たすと判断された場合には速やかに決定書を作成し、相手方に期日で言渡しをするか、あるいは決定書を送達するか、いずれかの方法により決定を告知することになります。したがって、今、申し上げましたとおり、一般的な流れで審理が行われた場合には、おおむね 1 週間から 10 日程度で裁判所の判断がなされることとなります。

これに対し、全体の平均審理期間が 12.8 日ということで、もう少し長いわけでございますが、これは例外的に審理に時間がかかる事案が存在するためでございます。審理に時間を要する理由としては、例えば、相手方に対する呼び出しが一度で奏功せずに、送達に時間がかかる場合であるとか、相手方が申立人の主張事実を否認して争ったために、申立人を再審尋したり、追加の証拠資料の有無を確認する必要が生じる場合などが挙げられると思います。

次に、平成 20 年 1 月から生命等に対する脅迫を発令要件とする保護命令が新設されておりますので、そちらの審理期間についても御説明をいたします。制度創設から平成 24 年 12 月までに認容された保護命令のうち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るものの平均審理期間、こちらはこの資料の 2 の(2)のところにございまして、13.2 日となっております。これは先ほど御説明いたしました認容された保護命令事件全体の平均審理期間と比較いたしますと 0.4 日長くなっております。その理由ですが、過去に生命等に対する脅迫を受けたことのみを理由とする保護命令の申立てというものは、過去に身体に対する暴力を受けたことを理由とする保護命令の申立てと比較いたしますと、客観的な証拠が少ない場合が多いことが理由であろうと推測いたします。このため、相手方が申立人の主張事実を否認したときには、生命等に対する脅迫の有無等の証明が困難になることから、その審理のために審理期間が長くなることがあるということであろうと推測されます。

続いて、裁判官や裁判所の職員に対する DV に関する研修について御説明をいたします。まず、中央

が主催ないし企画する研修について御説明いたします。

裁判官に対する研修ですが、裁判官に対する研修を担当する部署として司法研修所というところがございます。司法研修所では、全国 50 庁の保護命令事件を担当する裁判官を対象に、2 日間にわたり研究会を行うなどしております。その中では、保護命令事件の審理運営のあり方等に関する共同研究を実施したり、DV被害を受けた女性や子どもの心理に関する専門家を外部講師に迎えて講演を受けたり、あるいは配偶者暴力相談支援センターを訪問して、DV被害者が被害の実情について話をしているDVDを見たり、センターの職員からDV被害の実態について説明を受けたりするなどしております。

次に、裁判官以外の職員の研修を担当する裁判所職員総合研修所の研修について御説明いたします。こちらでは、まず、裁判所書記官になる前の者に対し、裁判所書記官の養成課程において、DV事件に関する法律及び手続についての講義、あるいはDV被害を受けた女性の心理学等に詳しい外部講師による講義などが行われております。

また、書記官に既になっている者に対する研修といたしましては、全国 50 庁及び大規模支部 3 庁の保護命令事件を担当する裁判所書記官を対象に、1 日半にわたり研究会を行うなどしております。その中では、申立人との受付相談などを含む保護命令事件処理に関する共同研究が実施されたり、あるいは配偶者暴力相談支援センターの職員を講師として迎えて講演を受けたりしております。

さらに、裁判所職員総合研修所というのは全国に 1 か所なのですけれども、それと別に、高等裁判所単位で行われる中堅書記官に対する研修の中でも、配偶者暴力に関する保護命令事件の概要や、DV事件についてといった講義が行われております。

以上が中央で主催ないし企画している研修についてでございます。

次に、地方で主催ないし企画している研修についてでございます。最高裁では、全国の高等裁判所、それから、地方裁判所の事務局長に対し、研修に関する書簡を發出しております。この書簡では、国連の女子差別撤廃委員会から保護命令の発令までに要する時間について懸念が表明されていること、また、保護命令事件における当事者の心理面等の背景事情を理解することで、より適正な審理等が可能になるといった指摘がされていること、第 3 次男女共同参画基本計画を受けて、関係府省庁において関係職員等に関する研修の充実及び地域における関係機関相互の緊密な連携に向けての具体的な施策が検討されていることなどを各庁に周知いたしまして、保護命令事件のより適正、迅速な運用のために、保護命令手続や、それを取り巻く状況に関する研究会や協議会を実施するよう促しております。これを受けて、各地方裁判所等では、研究会や協議会が実施されておまして、庁によっては学者や医師などの外部講師を招き、DVが被害者に与える影響などについての講演や意見交換を行う研究会が開かれております。

なお、この書簡に基づいて行われました外部講師による講演の結果概要を最高裁から全国の地方裁判所に周知したこともございます。

次に、地域における他機関との連携について御説明をいたします。ただいま御説明いたしました書簡では、協議会の具体例として、保護命令手続における関係機関である都道府県警察及び配偶者暴力相談支援センターと定期的に情報交換を実施する方法などが考えられると周知をしております。後ほど内閣府の方からも御説明があると思いますが、配付資料 8 にも書いてありますように、裁判所と関係機関との協議会等というのは全国でかなり多く開かれておまして、前回、第 69 回の専門調査会においても、大阪府から大阪地裁、府警本部、配偶者暴力相談支援センターが参加した連絡会議が開催されているとの報告がされております。また、東京地裁でも定期的に、東京都、区の配偶者暴力相談支援センターや

警視庁並びに裁判所との間で保護命令の円滑な運用のために事務打合せを実施し、意見交換等をしていると聞いております。このような配偶者暴力相談支援センターや警察との協議会につきましては、多くの庁において定期的に実施されていると承知しております。

最後に、保護命令制度の周知についてでございます。裁判所のウェブサイトには、裁判手続の案内というものが掲載されております。その中に保護命令手続の説明もございまして、内容といたしましては、保護命令手続の流れ、保護命令の内容、申立ての方法などについて説明がございまして、また、各地の裁判所のウェブサイトには、申立書のひな型や、保護命令手続に関するQ&Aを掲載している地方裁判所もございまして、また「司法の窓」と題する裁判所の広報誌が年に1回発行されておりますが、平成20年の5月に発行されました第72号では、平成20年1月施行の改正法の内容について広報をしております。さらに、裁判所では毎月、国民の関心が高いと思われる裁判手続などを広報テーマとして取り上げ、各種媒体を通じて国民に伝えておりますが、平成23年6月の広報テーマとして保護命令手続を取り上げております。裁判所としては、今後も引き続き法の趣旨に基づき、適正、迅速に保護命令事件を処理していくよう配慮をしていくという次第でございます。

私からは以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ちょっと確認させていただきますが、お持ちいただいた資料は資料7の1枚だけですね。

○最高裁判所 そうです。

○辻村会長 あとは口頭でお話しくくださったのですが、口頭ですので、皆さん、なかなかメモがとれなかったかと思うのですが、それは書面にはできない性質のものなのですか。そうではなくて、便宜上口頭でされたというだけで、後で何かまとめたような資料というものはお出しいただけるのでしょうか。

○最高裁判所 特にこれまでに何か資料を作ったものが手元にあるということではないので、口頭で御説明をさせていただいたということですので。

○辻村会長 そうですか。わかりました。それでは、また後で質疑のところの詳細についてお伺いしますけれども、もし必要があれば、内閣府の方からまとめていただければというお願いをさせていただくかもしれません。これは私の権限ではありませんので、また後ほど御相談したいと思います。

それでは、法務省と最高裁の御説明が終わったということでございますので、次は、内閣府から、資料8に基づいた御説明をよろしくお願い申し上げます。

○恩田室長 それでは、資料8の御説明をさせていただきます。こちらは、「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」ということでございまして、調査時期でございますが、昨年12月1日現在ということで、全国の配偶者暴力相談支援センター220か所にアンケート調査をさせていただいた結果を取りまとめたものでございます。

1の「保護命令について」の「無審尋の発令」ということで、先ほど法務省から制度の説明があったと思いますが、被害者が無審尋の発令を希望したケースにかかわったことがあるかどうかを聞いたところ、かかわったことがあるというのが1カ所のみ、0.5%という結果になったということでございます。

また、「即日発令」の関係でございますが、保護命令の申立ての即日に発令が必要と思われた事案があったかどうかを配偶者暴力相談支援センターに聞いたところ、あったと答えられたところが34カ所、15.5%、事例はなかったところが84.5%、186カ所ということでございました。

即日発令が必要と思われた事案につきましては、加害者からの執拗な追跡がある、命にかかわるよう

な暴力の危険性が高い、暴力が繰り返されていて危険性が高い、加害者の釈放予定日が近い、このようなことの原因で即日発令が必要だという事案が挙げられたところでございます。

(3)は「広域連携」という観点で御質問させていただいたところでございますが、こちらにつきましては、被害者が他県に転居するなど、県域を超える場合について、被害者の安全確保について他県と広域連携をしているかどうかということでございますが、広域連携をしていないところが64.1%。ただ、これにつきましては、下の理由なのですが、県域を超える事案がないからというのが理由として64.5%挙げられているということでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目の(4)のところでございます。この関係で「現在の課題点」をお聞きしたところ、主なものでは、保護命令期間が短い、もう少し期間が長いとよいということ。「イ 身体的暴力以外の場合、発令されにくい。」「ウ 発令までに時間を要する。」、こういったところが主な回答になっているところでございます。

2つ目のところでございますが、「交際相手からの暴力に関する相談対応について」でございまして、交際相手からの暴力に対する相談対応について、「現在の課題点」を問うたところ、41.4%がアの法的根拠が弱いということで、具体的な対策がとりにくい、できる支援に限りがある、安全対策や自立支援が乏しい、配偶者暴力防止法が使えない、このような回答が多かったところです。

(2)の「今後の法定化に関する意見、要望」について、アのところでございますが、早急に法定化されることを望む、配偶者暴力防止法に準ずる法にしてほしいというのが29.5%でございましたが、イの交際相手の定義の話につきまして、法務省からも御説明あったところでございますが、交際相手といっても、定義の明確化、十分な検討が必要であるという回答も多く寄せられているところでございます。

3番目は「関係機関との連携・協力について」ということございまして、最高裁からも御説明ありましたが、第69回の会議で大阪府から説明をされました保護命令に係る関係機関との連携の取組、こういったことが全国でどのぐらい行われているのだろうかということ聞いたところでございます。関係機関との、協議会等の連携をしているかどうかというところで、協議会等があるというところが20%、そういったものがないというのは80%になっているという結果でございます。

最後の4ページにお進みいただければと思います。「複合的背景被害者や同伴児童に関する連携」ということで、複合的背景被害者や同伴児童に関して連携している協議会、関係機関を聞いたところ、要保護児童対策地域協議会・子ども守る地域ネットワーク、児童相談所、こういった児童関係のところ、あと、地域包括支援センター（高齢者関係）、こういったところが多くなっているという結果でございました。

そして「現在の課題点」というところでございます。関係機関との連携についての課題点につきましては、「ア 市町村、機関によって、配偶者暴力に対する理解、危機感、支援に関する考え方に温度差がある。」「イ 児童相談所、教育委員会、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク等との連携が必要である。」「ウ 定期的なネットワーク会議、情報交換の機会をふやし、連携を密にする必要がある。」という課題が挙げられたところでございます。

最後に4でございますが、全体の課題点を聞いたところでございますが、ア〜クに書いてございますように、複合的な問題を抱えている被害者の対応、相談しない被害者がいること、男性被害者への対応と関連の社会的資源の不足、加害者への対応と関連の社会的資源の不足、同伴児童のケアと学習支援、周辺市町村の広域利用など緊急避難場所の確保、身近な市町村でのワンストップサービスの実施、国が

らの財政支援、こういったことが多く挙げられていたところでございます。

以上、我々のところを中心に、法務省、厚生労働省、そして警察庁と協力をさせていただきまして、昨年実施をさせていただきました調査結果について御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ここから質疑応答に移りたいと思います。各府省の皆様には、御説明いただきましてありがとうございました。

少し区切りまして、まず法務省の御説明に対する質疑応答から始めたいと思います。委員の皆様の方で御質問等ございますでしょうか。ありましたら、挙手をお願いいたします。

どうぞ、苺米委員。

○苺米委員 苺米です。

法務省と内閣府から一時保護についてのお話があったのですが、今回の災害についても、市町村の備えている母子生活支援施設、そういうところを女性のための相談支援センターの一時保護所として使うという通達とか、そういうのはないのでしょうか。今回災害のときにも、私は郡山市の市役所にそれをお願いしたのですが、住民票がないとだめとか、災害のときでさえそうなのですが、自分の地区で一時的に、1週間、2週間でもいいので、とにかく離れたたいという人、特に福島県は民間のシェルターがいわきで細々とやっているだけです、そういう母子生活支援施設が使えるような通達か何かを出す計画とかはないのでしょうか。

○辻村会長 御質問の趣旨は、いわゆるDV防止法の適用ではなく、ということですか。

○苺米委員 一時保護について。

○辻村会長 DV防止法上の施設利用以外に、例えば、児童福祉法上の母子生活支援施設等を利用するなど、何か一時保護の手続きがあり得ないかということですね。

どうぞ。

○恩田室長 一時保護所の関係、婦人相談所の関係については、厚生労働省が所管しているところでございますので、通知を出しているかどうかというのは私どもの方では今、明確にわからないので、後でしっかりと厚生労働省に状況を聞いて確認をさせます。いずれにしても一時保護の関係で、市町村とか、いろいろなところで対応が必要だという状況につきましては、御意見として承らせていただいて、どういう対応ができるのか考えていきたいと思います。

○辻村会長 厚生労働省の対応というのは、法的根拠はDV防止法に基づくものですか。

○恩田室長 DV防止法で、当然、婦人相談所なりで一時保護できるという形になっておりまして、基準が認められたものについては、ほかのところに委託するような形ができることになっております。それに基づいて、厚生労働省が基準を決めて、どういったところであれば婦人相談所の一時保護委託ができるかということについて定められていると思います。

○辻村会長 婦人相談所の一時保護委託という形で行っているということであれば、福島県の方の御対応としては、婦人相談所に依頼するという形になるのですか。

○恩田室長 基本的には県の一時保護施設のところの婦人相談所にお話をさせていただいて、例えば、入れない状況とかいうことになったら、そこで民間のシェルターをお願いするという形もあろうかと思えますし、母子生活支援施設だと思いますけれども、そういったところをどうやって活用していくのかと

ということについては、厚生労働省で基準なり持っていると思いますので、それについては確認をさせていただきますまして、またお答えをさせていただければと思っております。

○辻村会長 この点について、何か委員の方で御経験とかございますか。

○阿部委員 神奈川の方では、DV防止法が施行される前、2000年から、神奈川県と民間と市区町村が3者で連携をして、暴力の被害者については、必要があれば保護をするということで、これはDVに限らず、デートDVの対象、それから、ファミリーバイオレンスといまして、家族の、息子や娘からの暴力であったり、逆であったり、こういう暴力被害者の保護が必要な場合というケースについては、3者の協定を結びまして、主に県内の2か所の民間シェルター、それから、婦人相談所でも一時保護を受け入れるという仕組み作りになっています。

○辻村会長 それは、地方自治体に任されているという発想でよろしいですか。

○阿部委員 はい。

○辻村会長 苺米委員、それでよろしいでしょうか。

○苺米委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、森田委員。

○森田委員 法務省のことということなので。どちらの議題についてもまだはっきりとした結論は出ていないのだと思いますけれども、例えば、交際相手への対象拡充に関する議論で6ページのところに、刑法法規の適用やストーカー規制法等によって保護すればいいという議論があるということなどが出ていますけれども、やはり運用ということが非常に大事だと思うのです。このところの大きな事件などもそうですけれども、こういうことは利用できるというところはあるとして、法律を實際上どの程度利用して、安全な状況を確認しているのかということで、例えば、保護命令が切れた後、またストーカー規制法を使うとか、この場合は交際相手ですけれども、利用の状況などの調査や、もしくは利用されている側の方として、結局、それで安心できるのだということが効果として確認できなければ余り意味がないとまでは言いませんけれども、安心できるということが非常に大事だと思うのです。そうした運用をする側と利用する側の調査みたいなことはされているのでしょうか。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○法務省 質問の御主旨は、交際相手の対象拡充との関係で、利用者の声をどれほど把握しているのかということですか。

○森田委員 1つは利用者と、あとは、現場の感覚ですけれども、実際に地域によって運用状況も違うように思います。実際にこういう用途に利用しているのかということですね。警察なども含まれてしまうかもしれませんけれども。

○法務省 委員から御質問いただいた点については、資料8を使って、先ほど内閣府から説明があったかと思いますが、実態調査として比較的時期の新しいものであり、その中でも、2ページの「交際相手からの暴力に関する相談対応について」として、現在アからオまでの課題があるとの調査結果が示されていますから、それはそのとおりなのでしょう。また、アについては、41.4%という比較的高い数字で出ておりますので、そのような声があるということもそのとおりなのだろうと思います。

それで、先ほど使いました資料の別添3に、まとめたところとして3点を挙げておりますけれども、このうち最後の点については、過度に強調することは適当ではないのだろうと思います。既存の制度があるから十分だということを申し上げたいわけではありません。暴力行為については、傷害罪、脅迫罪

等々を定めた刑罰法規がまずあり、その上でさらに保護命令制度があるのはなぜかということを考えてみますと、1つ目のポツで書きましたような特殊性があるからこそ保護の必要があるということだろうと思います。

では、単なる交際相手でも直ちに同じような議論が当てはまるのかどうか、これは思案のしどころだろうと思います。ですから、現行の保護命令制度が対象としているものの考え方に準じて、さらに広げるものがあるか。あるとすれば、それはどこまでなのかということをしっかり考えていくことが課題になると思っています。現場の声を聞くことはもちろんそのとおりでありますけれども、それを1つの後押しする声にしつつ、今、申し上げましたような立法の趣旨や制度の建てつけから許容されるのはどこまでかを検討する必要がある、本日の説明もそのような観点からしたところです。

以上です。

○森田委員 おっしゃる意味はよくわかるのですが、例えば、警察に何度か行ったけれども、相手にされなかったということも出てきたり、もともと法律をそういう形で使えるということ自体について、必ずしもユーザーサイドとか、私などは医者ですから間に立つ立場ですけれども、そういうものをこの形で持って行って、どれぐらいの形で受理されて運用できるのかということについて確信が持てないと、なかなか重い腰が上がらないわけですけれども、内閣府の資料の方で連携が十分でないということがあったということ言えば、どういう連携が十分でないとか、どういう認識が現場で十分ではないためにうまくいかないみたいな分析がさらに必要かと思われまますけれども、そういったところで考えていらっしゃるものがあれば教えてください。

○辻村会長 いかがですか。

○法務省 少し整理をさせていただきたいのですが、委員が念頭に置かれている事案は、ストーカー事案なのでしょうか。

○森田委員 では、ストーカーという側面もある事案について、お願いします。

○法務省 現行の保護命令の制度を前提にする限り、守備範囲が一定のものに限られているのは事実であります。他方で、明らかなストーカー事案であれば、それはストーカー規制法の運用において努力していただく必要があり、実際にも警察庁においてそのような運用の改善に努めていると聞いております。

○森田委員 幾つかの法律を組み合わせしていく、もちろん、それぞれ適正に運用するということですが、けれども、どういうふう利用できるのかがもう少しわかりやすく提示されないと、なかなか實際上難しいと考えているのです。今、ここで無理にということではないのですけれども、実際に機能するための何か方策というものを考えていただけないのかというのはあるのです。

○法務省 私どもは法務省ですので、法務省の関係で今日は御説明させていただきましたが、今後警察庁からのヒアリングの機会もあるかと思っておりますので、その上で併せてお考えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○辻村会長 ありがとうございます。

室長の方で何か。

○恩田室長 1点目については、先ほど御説明をさせていただきましたアンケートの3のところの関係機関との協議会みたいなものについて、ないというところが80%でございますので、地方自治体の側と裁判所、あと警察、そういった関係機関によって定期的に意見交換をするなり、こういった場合にはこういうケースがあり得るという形の事例について、意識合わせをしておくということが、その後のいろ

いろな相談とか、適切なアドバイスにつながることになるのではないかと考えておりますので、内閣府としては、こういった関係機関との連携会議みたいなものを各都道府県で設置していただくようにこれからお願いしていきたいと考えているところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、小木曾委員。

○小木曾委員 今の点に関連してですけれども、保護命令については、対象の問題と時期の問題と2つあるのだと思うのです。対象の問題としては、別添3にありますように、ストーカー規制法に基づく制度で足りるのではないかという主張があり、しかし、この制度を直すということであれば、それでは足りないのだというところが出てこない、どうして直さなければいけないか、どこを直さなければいけないかということがわからないわけです。

それから、時期の問題についても、DV防止法の14条の1項の無審尋のケースについては、最高裁の資料には出てきませんが、内閣府の調査で、それにかかわったのは0.5%だと。しかし、(2)のところ、即日発令が必要だと、かかわったセンターの方で思ったのはそれだけあったということです。即日発令が必要だと思ったけれども、どうだったのかということですね。実際に即日発令がされたのか、されなかったのか、あるいは無審尋のケースにかかわった機関は1カ所だけであったけれども、実際に裁判所として無審尋でやったケースがあるのか、ないのかとかですね。もっと早く命令を出していれば不幸な事件が防げたという事例があったのか、ないのかということがわからないと、議論が始まらないのではないかと考えるのです。ですから、これは法務省への質問というよりは、それぞれの資料の間の関係を、もう少し整合性を。

○辻村会長 恐らく最高裁の方にも関係がある問題だと思いますけれども、何かお答えできるようでしたらお答えしていただきますし、後の課題で、最高裁のところでお話しくださっても構いませんが、いかがでしょうか。

○最高裁判所 14条1項ただし書きにより無審尋で発令された事件数についてだけお答えを先にさせていただきます。直近5年間ということですが、平成20年が30件、平成21年が29件、平成22年が18件、平成23年が10件、平成24年が23件となっております。

以上です。

○辻村会長 よろしいですか。

○小木曾委員 はい。

○辻村会長 後でまた同じような議論になるかもしれません。

では、山田委員。

○山田委員 私は家族社会学をやっていて、今、家族であるかないかがあいまいになってきている。多分、夫婦においてもそうでしょうし、恋人であるかないかが何で決まるかというのも実は調査をしているのですけれども、資料5にある、事実上婚姻関係と同様の事象というものがあるのかということのが私は関心がありまして、いわゆる昔の内縁、届は出してないけれども、結婚式を出して、周りもそう思っているというものから、住民票は別にして、一方が転がり込んでいるというケースまで、多分、相当グラデーションがあると思うのです。その場合に、どこが判断するということになっていきますでしょうか。

最高裁への関連質問ですけれども、実際に婚姻関係ではないとして却下されたという例が果たしてあ

るのでしょうかという点についてお聞きしたいです。

○辻村会長 これは最高裁の方も含めてですね。ありがとうございました。いかがでしょうか。

○山田委員 法務省か、どちらが判断するものとして想定されているのか。

○法務省 まず、私から現行の規定がどうなっているかの確認からしますけれども、定義規定がございます。配偶者からの暴力とは、配偶者からの身体に対する暴力云々とあります。配偶者が婚姻届を出した法律上のカップルであることは間違いないわけですが、加えて、この法律に言う配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むとされていますので、届出こそしていないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある者までは、この手続を利用することのできる人間関係として、明らかに定められているわけです。その上で、具体的なケースがその要件に当たるのか否かは裁判所の認定判断ということになります。

○山田委員 裁判所が判断するということですか。

○辻村会長 最高裁の方で何か。

○最高裁判所 平成24年の統計ですが、まず、全体の既済件数に占める事実婚の事件の割合はおよそ12%程度でございます。認容率の方も、婚姻中のものと事実婚のものと比較いたしまして、さほど変わらない。むしろ事実婚の者の認容率の方が若干高いのではないかと思われる程度でございます。ただ、却下・取下げがどのような理由でされたのかということについては把握をしていませんので、事実婚だということがこの中で認められたケース、認められないケースがどれだけあったのかということについては、今、把握をしておりません。

○辻村会長 ありがとうございました。

せっかくの機会でございますので、法務省に基本的な、原理論的なことをお伺いしておきたいのですが、保護命令を交際相手にも拡充するという場合には、もともとの立法趣旨からかなり外れてくる面があると思います。と申しますのは、この保護命令自体の法的性格とか、あるいは保護法益、保護命令で何を保護しようとしているのかというときに、単なる法的な身分を離れて個人の身体の保護が目的であれば、それはストーカー規制法のような形で対応できるのですが、本来は、婚姻関係にあるとか、あるいは事実上の婚姻関係にあるという、そういう法的身分を前提にしていたわけで、保護法益も、恐らくは家庭生活であるとか、生活圏の中にいることを前提にして被害者の保護を問題にしてきたと思います。もしそういう議論であれば、これはそう簡単にそのような法的身分にない、配偶者と同等な地位と呼べるような関係になっていない者については拡充できないことになると思います。他方で、今日では、そうではなくて、個人の人格権であるとか、身体的自由とか、そういったものを守るものだと考えていけば、法的身分であるとか、家族関係とかよりも、むしろ救済という観点から交際相手に拡充していけばいいということになるのですが、本来の保護命令の保護法益というのでしょうか、法的性格というものについて、法務省としては、どのような解釈が可能とお考えでしょうか。これによって今後の法改正のあり方というのはある程度決まってくると思うのですが、それはどのようにお考えでしょうか。

さらに質問させていただきますと、上乘せ要件というところに恐らくは入ってくる可能性があるのは、同居要件というものになってくると思うのですが、もし同居要件を入れれば、家族関係といえますか、生活圏の中の被害者保護ということが言えると思うのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○法務省 辻村会長からいただいた質問は、まさにこの議論をしていく上で必ず通らなければならない重要な御指摘だと思っております。冒頭にも申し上げましたけれども、この保護命令というのは議員立法として制定され、累次にわたる改正もされてきている。そして、広範な行政上の施策も含まれますことから、内閣府の所管にあり、その一部、保護命令の関係で法務省が担当しているという位置づけになるわけです。この法の趣旨全体について、私の一存でこうだと言って、それでいいかどうかという心もとないのですが、考え方としては、この手続は配偶者を出発点としていることは間違いなく、そして前文の中におおよそその思想があらわれているのではないかと考えているところです。差し当たり言えることは、その限度であります、これ以上の拡張ができるのか否かも、まさにそこから考える必要があるのだらうと認識しております。

○辻村会長 それについて、法務省としての公式見解のようなものはまだないということでしょうか。

○法務省 この法律が制定されたときには、この前文に書かれているとおりの考え方に拠っており、その後も前文は変わっていないと認識しています。

○辻村会長 できたときには交際相手は入らないという御理解ですね、当然。今後、それを広げていくためには、前文といいますか、法の趣旨をそのままにしておいて、対象だけ拡充できるようなものなのか、それとも、もし交際相手を入れるのであれば、法の趣旨自体が変わってくるので、前文なども改正したりしないといけないようなものなのか、これはかなり法的な議論をこれから要することだろうと思っておりますので、これについてはまだ法務省は定見といいますか、確定的な御見解をお持ちではないという理解でよろしいでしょうか。ただ、上乘せ条件という言葉が出てきておりますから、上乘せ条件が必要だとお考えになった背景には、恐らくは事実上の婚姻関係に近いようなカップルというのでしょうか、そういうものに限るとか、例えば、婚約をしているとか、あるいは同居しているとか、そういったことをお考えなのではないでしょうか。それらについては、どのあたりまで明確になっているのでしょうか。

○法務省 私どもの方で検討しているというわけではないのですが、交際相手と言われるカテゴリーの中にも配偶者に近い生活実態を備えたものはあるであろう、その限りでは、およそ拡張を許さないというものではないのではないかと、そのような前提で今日のペーパーも用意しております。

○辻村会長 現行法のもとでは、ストーカー規制法でない無理という理解でしょうか。一般には、交際相手にこの保護命令を適用するというのは、法改正がないと無理でしょうね。事実上解釈で拡張していくことは無理だと思いますが。

○法務省 事実婚にも当たらないカテゴリーに拡張していくことについては、法改正が必要になります。

○辻村会長 必要ですね。

ほかにいかがですか。どうぞ。

○平川委員 今の議論は、現場の者からすると本当に希望が見えるような議論なので、うれしいのですが、最初のところに戻りまして、6ページのところですが、配偶者による暴力の場合には、典型的に外部からの発見・介入が困難であるという事情があるのに対して、広く交際相手からの暴力といった場合は、そのような事情に乏しいとあります。しかし、現場の感覚では、何を言っているのだらうかみたいなことがあるのです。と申しますのは、交際相手からの暴力の方が発見・介入が困難だというのが現場の実感なのです。というのは、入籍をするとか、法的に配偶者という形になったときには、割と早くから暴力被害を受けている方が多いのです。ところが、交際相手となると、初期からの暴力はむしろ少なく、気がついたときには非常に深刻になって、むしろ外部からの発見・介入が困難になると言わ

れるような事態になっているので、全体から言うと、交際相手からの暴力被害に遭った方は非常に深刻な暴力を受けていて、しかも、もう身動きがとれないように支配されているという状況になっています。いわゆる配偶者間による暴力の対象外になった方たちが本当に命の危険を伴うような被害に遭って、しかも保護命令がとれなかったということになっています。これが現場の感覚なのですね。もう一度、類型的に外部からの発見・介入が困難であるということについて、少し説明をいただけたらと思います。

○辻村会長 どうぞ。

○法務省 いろいろな方から意見を伺っていると、交際相手ならばつき合うのをやめればいいのではないとか、警察に訴えて出ることに支障はないのではないかというような疑問を述べる方がかなりあります。その当否はわきに置くとしても、少なくとも配偶者による暴力であれば、類型的に同様な評価ができるであろうとして、この保護命令の制度ができたのだと理解しております。ですから、ここから外れるものもおよそ排除するものではないのではないかというのは先ほど申し上げたとおりで、類型化できる範囲を少しずつ広げていけるとして、どのように具体的に広げていけるかが課題なのだろうと考えております。裁判制度に乗せますので、類型的に一定の評価や判断が妥当するということは大事なことなのではないかと考えているところです。

○辻村会長 なかなか難しい問題ですので、簡単にお答えいただくことはできないかと思いますが、この点も今後ヒアリング等で補充をしながら詰めていきたいと思っております。

時間の関係もありますので、最高裁、あるいは内閣府も含めまして、全体的にどうぞ御質問ありましたら。

先ほど原委員の手が挙がっていましたね。

○原委員 今の話の流れからすると、ちょっと細かな話になるのですが、保護命令が発令される事案で、小学生の子供がいるとして、加害者になっている父親とかかわりを持つなくなるわけですが、加害の親、小学生の子供からすると、おじいちゃん、おばあちゃんとかかわりを持つことによって、結果的には孫を懐柔して連れてきてしまったと。被害者から見ると連れ去りのような形が起きるわけなのですが、そのようなことが起きると、被害者の安全が脅かされることになりかねないわけなのですが、そのようなケースがあり得るのではないかと。実際に起きているわけなのですが、そういう場合に、対処する方法であるとか、そういうことがあることを承知されておられるかどうかということをお聞きしたいのです。

○法務省 どこまでのことをこの保護命令の制度で実現できるかということにもかかわるかと思いますが、暴力があり、このままいくと身体や生命に危険が及ぶ、それを抑止したい、そのために接近禁止命令があり、退去命令があると、どこまでのことははっきりしています。また、それに付随して、子供を介して、あるいは親族への攻撃ということも避けるべきなので、同様に禁止をする命令が発令できる、これも確かなのですが、その先で問題の完全な解決ができるのかどうかについては、もう少し広範な関係者のかかわりやサポートを通じて実現していかなければならない難しい課題であろうかと認識しております。

○辻村会長 柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 資料8の1ページの実態調査結果の中でお願いがあるのですが、一番下のところに他県の地方公共団体とか警察とかとの、県域を超える事案がないから連携がないというのが結構あるのですが、私は県境に住んでおりまして、友人がシェルターをやっておりますが、命の危険さえも感じる

ようなことに対する認識というのが、当事者でないとなかなか感じないという方もいらっしゃいます。実際に私は、高等教育を受けて、暴力をする夫である立場の人間が部下にいたことがありまして、何でそういうことをするのか聞いたことがあったのですけれども、そういうことから見ますと、県境を超えるという事案がないということ以前に、もしそういうことがあったときのために連携をしていただくような事前の通知とか、先ほど研修をこういうふうにやっておりますという裁判所からの話がありましたけれども、県境を超えたことに対する連携というものを、シミュレーションとしてでもいいので、ぜひお願いをしておきたいと思いますので、恩田室長、よろしく願いいたします。

○辻村会長 これは最高裁の方では何かお考えございますか。広域連携について、何か規則をつくるとか、発信をするというお考え、あるいは経験がございますか。

○最高裁判所 裁判所の方では、県がまたがっているから、それによって保護命令を出すことが困難であるということが生じる事態はないのではないかと思います。

○柿沼委員 保護命令を出すとか、そういう制度上のことではなくて、要するに、命の危険さえも感じている中で、加害者側の人間が県境を移動していろいろすることが結構あるのですけれども、そういったときに相手方も隣の町のこととかを知っている状況をつくっておいていただきたいということです。例えば、警察でも、今、こういうことがありますよといったときに、県境だから無視しているということではなくて、隣接している行政区の事案も承知しておいていただけるような体制であってほしいということです。組織的にできるかできないかというのは、できるということはわかっております。実態の問題です。

○辻村会長 ありがとうございます。

実際には隣町だけではなくて、実家に帰ったり、いろいろな問題がありますから、かなり広範囲の連携がないとできませんので、このことについてはまた御検討いただいて、御回答がありましたらお願いします。

私の方から1点伺います。最高裁の方に、法29条の違反者に対して刑罰が科せられるということになっておりますが、これの比率については、この図表に出てきておりませんが、何かございますか。

○最高裁判所 民事事件のものしか今日は持ってきておりませんで、刑事事件に関する資料は持ってきておりません。

○辻村会長 でも、その資料は存在しておりますか。それを何らかの形で見せていただければ、実態がわかるかと思えます。

○最高裁判所 確認をしてみます。

○辻村会長 では、ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。どうぞ、山田委員。

○山田委員 これは単純な統計が存在するかどうかなのですけれども、保護命令事件において、男性の申立てがどれぐらいかということと、あとは、外国人がどれぐらいかということと、あと、もし存在すればですけれども、いわゆるゲイカップルからの案件というのはありましたでしょうか。すぐわからなければ、後で資料を提出いただければありがたいと思います。

○最高裁判所 外国人申立て、男性申立て既済件数はございます。同性間の案件もあると思います。いずれも後ほど。

○辻村会長 それでは、本日の資料にはそれがございませんでしたので、もし可能でしたら、事後に、

男性からの申立て、あるいは外国人、あるいは同性カップルからのものなどについても資料を出していただければありがたいと思いますので、室長の方で調整をしていただければ幸いです。

それでは、時間の関係もありますので、内閣府からの配付資料の説明をしていただいて、そして大臣からの御挨拶というように進めていきたいと思っております。

○恩田室長 それでは、内閣府から、資料9、10について報告をさせていただければと思います。

資料9につきましては、国連婦人の地位委員会（CSW）の第57回の臨時会合が行われて、その際の合意結論の文書でございます。去る3月、ニューヨークの国連本部において開催されたものでございまして、今年の優先テーマは女性及び女兒に対する暴力の撤廃及び防止ということになっているところでございます。資料9の合意結論が採択をされたところでございます。合意結論におきましては、女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難するとともに、各国に対しまして、女性及び女兒の人権を侵害し、暴力を永続化する慣行、法律の廃止に傾注すること、暴力の撤廃に関する義務を避けるために慣習、伝統、宗教的配慮を引き合いに出すことを控えること、武力紛争及び紛争後の状況で行われる女性と女兒に対する暴力を強く非難すること、性的暴力被害者への効果的な救済策をとること、こういったことが要請されているところでございます。

なお、日本のNGOと国連の政府代表部が初めて共催をし、「女性に対する暴力の削減に向けての現状と対策」と題するサイドイベントが開催されたところでございまして、政府からは、本日出席の別府審議官が被災地における女性の悩み・暴力相談事業を含めまして、我が国における女性に対する暴力の根絶の取組について発表したところでございます。今回の会合の成果も踏まえつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて一層の取組を進めたいと考えているところでございます。

続きまして、資料10でございますが、こちらは、配偶者暴力防止法によりまして、市町村は市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものと、市町村にはDVセンターの努力義務が課せられているところでございます。第3次男女共同参画基本計画におきましては、市町村における配偶者暴力相談支援センターの数でございますが、平成27年までの成果目標として100か所設置したいということで、今、取り組んでいるところでございまして、最新の数字は、本年の4月1日現在で55か所、半分ちょっと過ぎたところでございます。

この資料10でございますが、設置促進を図るということで、設置に当たりましての基礎資料として作成をしたところでございます。都道府県と市町村の役割でございますとか、配偶者暴力相談支援センターの意義と設置による効果、設置準備、根拠規定等の例示、設置している市町村の現況、職員及び経費、地方財政の対応などを取りまとめたところでございます。また、第69回の専門調査会で説明がありました大阪府における市町村の支援体制の整備の関係でございますとか、野田市の支援の取組、こういったことも参考にしているところでございます。全ての地方自治体、配偶者暴力相談支援センター既設置のところ、男女共同参画センターなどに配布をしているところでございます。こういった手引も参考に、100か所の設置推進に向けて促進を図ってまいりたいと考えておりますので、関係者の皆さん方にもいろいろな面での御協力、御支援をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。4月に手引が作成され、配布されたとのことでございますが、ただいまの御報告について何か御質問がございますか。よろしいですか。

では、さまざまな御意見が出ておまして、まだ生煮えのところもあるかと思っておりますが、今日は今期

の第1回でございますので、今後また議論を深めていくことができれば幸いです。

それでは、大臣が到着されておりますので、森大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○森大臣 内閣府特命担当大臣として男女共同参画を担当している森まさこでございます。本日はお疲れ様でございます。

女性に対する暴力は決して許されるものではなく、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者からの暴力、ストーカー行為等の事案については、重大な事案が後を絶たず、関係機関、団体が緊密に連携して的確に対応する必要があります。

私としても、本年2月の閣僚懇談会で閣僚全員に女性に対する暴力の根絶に向けた取組の協力を依頼いたしました。

また、先日、国連のUN Womenのプリ代表代行と大臣室にて意見交換をさせていただきまして、国連の取組と協働して女性に対する暴力根絶に向けて努力していくということを申し上げたところでございます。

また、平成23年度から、東日本大震災の被災地の岩手県、宮城県及び福島県で行っている女性の悩み・暴力相談事業については、発災から2年を経過した時点においても月400件を超える相談が寄せられており、平成25年度も継続することといたしました。報道によると、平成24年中の警察におけるDVに関する相談件数は、前年比約4割増となっており、特に福島県の伸び率が最も高くなっています。そして、DVと密接に関連する児童虐待は前年度比約7割増という看過できない事態に陥っております。これは福島県の数字ですが、宮城県、岩手県もそれに続いております。

そこで、内閣府の相談事業を継続いたしまして、相談員が相談の電話がかかってくることを待っているのではなく、仮設住宅や借り上げ住宅を訪問して、相談、または状態が変わったことがないかということを見るという活動をしているところでございます。これと同時に、仮設住宅に長くいることによる配偶者のストレス、親のストレスというものを解消するように、政府としても全体的な取組を前進させているところです。また、自分が悪いのではないかということで、相談をためらいがちな女性の方が、この事業の継続を機に、ぜひ相談をしていただき、悩みや暴力の問題の解消につながるよう、この相談事業への協力を広く呼びかけているところです。

今後とも内閣府としても、暴力防止の普及啓発や、きめ細かな相談の実施により、配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害の防止、軽減に努めるとともに、関係機関と連携を図り、配偶者からの暴力等への的確な対応を図ってまいります。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ時間となってまいりましたので、閉会させていただきたいと思っておりますが、次回以降の専門調査会について、事務局から説明をお願いいたします。

○湯澤補佐 本日は御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

本調査会の議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を委員の皆様に見ていただきまして、会長の御確認後、公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回につきましては、夏ごろ、大体7月、8月ごろを予定しておりますが、日程、内容を調整

させていただいた後、事務局からまた御連絡をさせていただきたいと思っております。

続きまして、9月下旬ごろには男女共同参画会議監視専門調査会との合同開催を予定しております。男女共同参画会議監視専門調査会につきましては、去る4月26日の男女共同参画会議で専門調査会の今後の調査方針として、女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視を行い、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行うとされました。監視専門調査会では、5月31日開催の会から議論を開始しており、9月下旬を目途として当専門調査会と合同で女子差別撤廃委員会の最終見解のうち、女性に対する暴力、人身取引及び売春による性的搾取に関し、関係省庁からのヒアリングを予定しております。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

ただいま御発表していただきましたように、議事録につきましては、これまでは専門調査会の席上、最終的に確認をして、それでは公表いたしますというようにしておりましたけれども、それでは遅くなってしまうので、委員の間で、メール等で確認して、これでいいということであれば、速やかに公表するということに変更になっております。それでよろしいですか。

○湯澤補佐 はい。

○辻村会長 では、そういうことでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、第70回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。